

水産政策審議会資源管理分科会  
第115回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第115回資源管理分科会  
議事次第

日時：令和3年12月14日（火）10:00～12:17

場所：フクラシア東京ステーション Room H

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第373号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第374号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

【審議事項】

- ・令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について
- ・「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について
- ・海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について

【その他】

### 3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第115回資源管理分科会を開催します。

私は、本日の事務局を務めます管理調整課長の坂本です。よろしくお願いします。

初めに御案内ですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクは設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での出席の方におかれましては、Webexのマイクをオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にさせていただくようお願いします。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面左側のチャット機能などで事務局までお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告します。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中10名の方に御出席いただいております。定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして、16名中10名の方に御出席を頂いております。

次に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の資料ですが、まず議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございます。資料1が名簿、資料2-1が諮問第373号に関する資料、資料3につきましては諮問第374号に関する資料でございます。資料4につきましては、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分についての資料でございます。それから資料5でございますが、「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正についての資料。資料6、太平洋クロマグロの資源管理についてという資料でございます。資料7がくろまぐろの漁獲可能量の融通に関する資料が一覧、セットでございます。資料8でございますが、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定についての資料でございます。

資料に不備がございましたら、事務局までお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、御協力の方をよろしくお願いします。

それでは、議事の進行を田中会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○田中分科会長 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は諮問事項が2件、審議事項が2件、報告事項が3件でございます。議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず諮問第373号について、くろまぐろの令和4管理年度当初配分に係る諮問ですが、これに先立ちまして、先週まで開催されておりましたWCPFC年次会合の結果について事務局から報告を受けまして、続きまして、くろまぐろ部会で取りまとめられました令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方についてに関し、資源管理分科会として審議を行い、その後に諮問事項に移ることとしたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○資源管理部審議官 水産庁資源管理部審議官の高瀬と申します。よろしくお願いいたします。

まず私の方から、2021年のWCPFC年次会合の結果について御説明いたします。座って失礼します。

今年の12月1日から7日までウェブ形式でWCPFCの年次会合が開催されました。水産庁からは水産庁の庁舎からウェブで参加をしまして、参加国・地域としましては、日本、アメリカ、EU、中国のほか、太平洋の島しょ国含めて26か国・地域が参加をしております。我が国からは水産庁のほか、外務省、それから業界の方々、関連、関係する業界の方々も代表団の一員として参加をしていただきました。

すみません、資料は6を御覧いただけますでしょうか。資料6の17ページです。失礼しました。

1枚めくっていただきまして、18ページに結果概要とありますが、太平洋クロマグロの部分の結果を御説明します。

太平洋クロマグロというのはWCPFCの中で北小委員会という小委員会を作っておりますけれども、その北小委員会の対象種となっております、少し意思決定が複雑なんですけれども、まず太平洋の中西部をWCPFC、それから東側をIATTCという条約が管理をしております、両方で、クロマグロはアメリカ、北アメリカの方にも回遊していきますので、IATTCとWCPFCの合同作業部会というのをまず開催をしまして、管

理の仕方を議論をして、そこで決まったことをそれぞれ、IATTCとWCPFCで議論するというやり方をしております。

WCPFCの場合はWCPFCの中にまた北小委員会がありますので、まず北小委員会に諮ると。そこで決定されたものがWCPFCの年次会合に北小委員会の勧告として上がってくるという、そういうプロセスを経て決定されるという、そういうやり方になっております。

北小委員会は10月に開催をされておりました、その時点で漁獲枠につきましては、小型魚については現状維持、大型魚については15%増、それから、これまでも認められておりました未利用の繰越しが漁獲枠の17%までが認められるということ、それから今回新たに小型魚を大型魚に振り替える場合、これは振り替えることに関しては制限はないんですけれども、10%を上限として1.47倍という換算をすることができるという規定が新たに加わりまして、これが北小委員会の勧告としてWCPFCの年次会合に上がってきまして、WCPFCでこのまま決定をされております。

もう少し詳しく言いますと、漁獲枠については、小型魚全体で4,725トンのうち日本の枠が4,007トン、大型魚は15%増なんですけど、全体6,591トンが7,609トン。これは少し韓国に対する配慮などがありまして、正確に15%増ではないんですけれども、日本に関しては4,882トンが15%増の5,614トンということになりました。

あと小型魚から大型魚への振替なんですけれども、小型魚の日本の枠は4,007トンですので、このうち10%を1.47倍換算して振り替えるということになりますと、振り替えた場合の大型魚として589トンということになっております。

簡単ですけれども、以上が会議の結果でございます。

○資源管理推進室長 おはようございます。資源管理推進室長の魚谷でございます。

それでは、審議事項の方になりますけれども、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲量の配分の考え方について、ということで、資料4-1のセットを御覧いただければと思います。

今年の夏以降、WCPFCの方で大型魚の15%増といった措置が決定される可能性が出てきたということを受けまして、くろまぐろ部会、この分科会の下に設置されているくろまぐろ部会の方で、増枠等が実現した場合にどういう配分をするかという考え方を取りまとめるということで、秋以降2回、部会の会合を開催しまして、考え方の取りまとめを行ってきたということの御報告を、まず、させていただきます。

第8回のくろまぐろ部会を10月12日に開催をいたしまして、検討の方向性を確認いただきました。その方向性に従って水産庁の方で案を作りまして、11月29日に第9回のくろまぐろ部会を開催していただいて、この令和4管理年度以降のくろまぐろ漁獲可能量の配分の考え方についての案をお示しをして御審議いただいたということでございます。その結果として、部会の方で案の取りまとめを頂いたということでございます。

一部、11月29日の部会で頂いた御意見等も踏まえて、字句等、軽微な修正を部会長の御了解の上で行っておりますけれども、実質的な内容に変更は加えておりません。ですので、その内容について、資料4-1のこの新旧対照表の形でお示ししてございますので、これに基づいて御説明をいたします。

基本的な考え方としては、現行の右側にあります「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」という現行の考え方ですけれども、これを改正するという形で新しい考え方の取りまとめの案としております。

これまでの経緯に関する記述の追加とか、字句の修正や規定ぶりの修正等も行っておりますけれども、時間の都合もございますので、実質的な変更部分に絞って御説明をしたいと思います。

めくっていただいて、7ページのところを御覧いただければと思います。

ここで、6として「令和4管理年度以降の配分の基本的考え方」というところがございます。こちらが考え方の部分でございます、変更点についての的を絞って御説明いたします。

(1)として「大臣管理区分及び都道府県への配分の実績基準年」とございますけれども、ここの最初のパラグラフ、黒で書かれている部分ですが、基礎的な配分はWCPFCの基準年を基本として、近年の実績を勘案して配分するものとし、配慮すべき事項は留保から配分する、という基本的な枠組みについては、今後も維持するということでございますけれども、その下、赤で追記してございます大型魚について、令和3管理年度までの配分数量がWCPFCの基準年、これは2002年から2004年の平均漁獲実績を基準とすることになっているわけですが、その実績よりもかなり少ない配分になっているかつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業等については、令和4管理年度以降は、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の数量以上の配分とするものとするということを記載しております。

こちらについては、これまでの間、かなりほかの区分に比較して少ない、基準年との関係では少ない配分で我慢してきていただいている漁業種類、かつお・まぐろ漁業とかじき

等流し網漁業等については、この増枠の機会を捉えて基準年レベル以上までは回復させるという考え方でございます。

続きまして8ページの方に移っていただいて、「(3) 留保の取扱い」ということがございます。こちらは国の留保です。国としての枠の超過のリスクを吸収するためということで、これまで小型魚については250トン、大型魚については50トンを基本として、国の留保として保持してきたと。保持してきたという意味は、毎年未利用分が確定した後に、その繰越しを基に追加配分をするんですけれども、追加配分後に国としてキープをする、維持をする数量ということで、これが、これまで小型魚250トン、大型魚50トンというのを基本として運用してまいりました。

一方で、これまで超過の関係では、小型魚、大型魚ともに大幅な超過というのは見られていないと。こちらは枠の融通ですとか、あるいは数量管理の理解促進、あと漁業者の皆さんの努力というのもあると思いますけれども、そういうことで超過は起きていないというのがございます。

一方で、大型魚については、今年度から遊漁の管理というものを、採捕の管理というものをやっているわけですけれども、その遊漁における採捕数量というのを、この留保の中で一定程度考慮する必要があるという状況があるということで、考え方としては、当面の間、小型魚、大型魚ともに100トン程度を保持するという考え方に変更しております。すなわち、小型魚については250トンから、国が保持する留保の数量をですね。小型魚については250トンから100トンまで減らすということでございますし、大型魚については50トンから100トンに増やすという考え方でございます。

続きまして、(4)の「留保等の配分において配慮すべき事項」ということで、「ア 小型魚について」とございまして、次のページ、9ページの方に移っていただくと、このセクションの一番下のところに赤字で変更なり追加をしております。こちらは小型魚から大型魚への振替に関する考え方でございまして、枠の10%を上限に1.47倍を掛けて小型魚から大型魚に振り替えられるというメリットがあるということで、我が国全体の振替数量を、400トン以上を目指すという考え方をお示ししてございます。こちら部会では、出席されていた、大中型まき網を代表する谷委員の方から、300トンを振り替える用意がありますという御発言が、部会の議論の中でございました。

その下、「また」以降ですけれども、「国の留保として保持する数量の削減等の結果生じる小型魚の数量については、沿岸漁業等に対する配慮を行う」ということで、小型魚に



については、国が保持する留保の数量、150トン減らすと先ほど申し上げましたけれども、そういったところから出てくる小型魚の数量について沿岸漁業、つまり都道府県の方に配分をするという考え方を記載したものでございます。

続きましてその下、「大型魚について」ということで、この9ページが一番下でございます。「さらに、小型魚から大型魚に漁獲可能量を振り替えた管理区分については、一定の数量を当初に上乗せ配分することとする」とございます。こちらは1.47倍のメリットを享受するために御協力というか、貢献いただいた区分については配慮をしますよ、というところでございます。

続きまして、10ページでございます。

一番最初のところに「資源評価に用いるデータ収集への配慮」ということで、これまで漁獲データが資源評価に用いられている漁業種類について、ある程度自由な操業の確保が必要だということで、この②のところにア、イとございますけれども、一部地域のひき縄漁業、あるいはかつお・まぐろ漁業について、十分なデータが取れるようにということで上乗せ配分、あるいは追加配分ということを行ってきたわけでございますけれども、この中で、かつお・まぐろ漁業については、一番最初に御説明しましたとおり、今回の増枠に合わせて2002年～2004年の基準年の平均漁獲実績レベルまで枠を増やすということで、水産庁としてはデータ収集のために十分な割当配分になるという考えで、ここのア、イの下に「このため、(1)では手当てされないアに対して、データの精度を担保するための数量を留保から当初に上乗せ配分する」とございます。つまり、アに対してですので、この上乗せ配分、データ収集に配慮した上乗せ配分の対象から、かつお・まぐろ漁業については除外をするという考え方でございます。

下の方、こちら当初の上乗せ配分の後ということで、追加配分の規定がございます。こちらについては、「上記ア又はイの漁業に対して追加配分することができる」と。この規定については、かつお・まぐろ漁業も残しております。こちらはあくまでも、追加配分することができるという規定でございます。実際には、先ほども申し上げたとおり、配分としてはデータ収集するという観点からも十分な配分になると思いますし、特に来管理年度以降は、かつお・まぐろ漁業、個別の割当て、I Qによる管理を行うということでございます。実際にこの配分数量で不十分になるというような事態には至らないだろうというふうに考えておりますので、こちらの追加配分も、基本的には行わなくなるという、そういう考え方でございます。

今回改正する主な点については、以上でございます。

こちら、説明をそれぞれのパーツごとで行いましたので、全体像、どういうイメージなのかというのはつかみづらかったと思います。

全体像についてお話をしますと、大型魚については、15%増枠、あと振替するのとともに、振替に伴うボーナスというか、0.47分増えるということで、全ての区分について配分を増やすということでございますけれども、一方で、基準年等の関係で割り込んでいるところがある、あるいはその振替に貢献したところへの配慮といった観点から、増やし方については、それぞれちょっと濃い、薄いをつけるということでございますし、大幅に増やすかつお・まぐろ漁業については、十分な配分がなされるということを前提にして、データ収集に配慮した上乘せ、あるいは追加については行わないという考え方でございます。

一方で、小型魚については、WCPFC上、増枠はないということでございますし、振替もございますので、全体としては減るということですが、国が保持する留保の数量を減らす等により出てくる数量について、沿岸漁業、つまり都道府県の方に配分をするという考え方でございます。

それで、部会での議論について若干御紹介をしますと、部会で堀内委員の方から、このかつお・まぐろ漁業の配分を増やすことに関連しまして、今年度のかつお・まぐろ漁業の操業の状況について御質問、御意見がございました。この分科会でも何回か御報告しているんですけれども、かつお・まぐろ漁業については、今管理年度においては法に基づくIQ、漁獲割当てによる管理の導入に向けて、自主的な取組としてIQの取組をやっていたかもしれませんということを資源管理基本方針の方にも明記をしまして進めてきているんですけれども、この自主的な取組、あくまでも自主的な、ということで、これに取り組んでいない漁業者もいるということで、その状況についての御意見でございました。こちらについては、水産庁としては、今管理年度については、あくまで自主的ということで、なかなか法律に基づいた措置、強制力のある措置は取れないということと、あと来年度からは法に基づくIQということになりますので、個々の漁業者に割当てがなされて、その範囲内で獲っていただくということで、しっかりした管理を行っていきますという御説明をしたところでございます。

かつお・まぐろ漁業についての状況を若干補足しますと、11月10日にかつお・まぐろ漁業、4月～12月で管理をしている枠の7割を超えたということで、漁業法の31条に基づく

漁獲量の公表というのを行っておりまして、その後は、陸揚げ後3日以内に漁獲の報告をしていただくということになっております。

さらに、12月8日付けで配分の85%を超えていたということで、法律の第32条に基づきまして、くろまぐろを目的とする操業の停止といったことの勧告をしているという状況でございます。

部会での議論の御紹介は以上でございまして、資料について、資料4-2については変更した箇所を溶け込ませた形の考え方の案でございます。

資料4-3、4-4については、この考え方のポイントとなる部分を表形式でお示しをしたものでございます。

最後、資料4-5でございますけれども、こちらは部会で堀内委員からリクエスト、要請がございまして、WCPFC基準年の平均漁獲実績のバックデータというか、元データを示してもらいたいというような御要請がありましたので、今回、この資料4-5としてお付けをしております。

以上、くろまぐろ部会での配分の考え方についての取りまとめの御説明でございます。分科会として御審議の上、御決定いただければというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。ようやく待ちに待った増枠と。御苦勞をお掛けいたしました。漁業者の苦勞もようやく、少しだけですけども報われるときがやってきました。これは国民の期待がかなえられるということでもあるかと思えます。苦節十年ではないですが、太田前審議官、高瀬現審議官を始め、旧国際水研のくろまぐろグループの方々にも御尽力いただいた成果だというふうに私は思っております。

この分科会でも大型魚の増枠を示すために近海かつお・まぐろの漁獲の枠を増やすという決定をさせていただいたわけなんですけれども、ようやくその成果が出てきたということで、ちょっとほっとしております。

ちょっと私が先にしゃべりましたけれども、ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 すみません、全漁連の三浦でございます。

まずは、漁業者の悲願でございましたWC P F C年次会合での大型魚15%の増枠、これを勝ち取っていただいたことに対しまして、漁業団体として、水産庁にお礼を申し上げたいと思っております。

しかしながら、小型魚につきましてはまだ増枠を勝ち取れていないということもございますので、戦いが終わってすぐではあります、次年度以降に向けて小型魚も増枠できるよう継続的な交渉をお願い申し上げたいということでございます。

以上です。

○田中分科会長 これは御要望を承ったということによろしいかと思えます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、ウェブの山内委員どうぞ。

○山内特別委員 ありがとうございます。悲願ということで、逆に増枠が悲願というよりも、増枠の上限を満たすところまで少なくとも資源の回復というのが科学的に認められたということが、なのかなと思えます。そういう意味では今後もしっかり、資源がまだ持続可能なレベルまで上がっていないという意味では、しっかり国内の中でもこうした、本当に配分の案などを通して、皆様と協力していくということになるのかとは思えます。

その点で1点質問がございまして、当初、このWC P F Cの方でクロマグロの資源回復計画というのが採択された際には、日本としての資源管理の方針というのは今の値ではなくて古いものであったという理解しております。

そういう意味では資源管理の、日本の今後進めていく資源管理の枠組みというところでMS Yベースというものが科学的な指標としては出てくると思うんですけども、このWC P F Cで回復目標として採択されている歴史的中間値であったり、今回、歴史的中間値というのは2024年までに目指すべき最初のイニシャル・ターゲットということ、そこから今度は10年掛けて $B_0$ の20%増やすという最終的な回復目標値というのがあるかと思うんですけども、この辺りというのは今の日本の資源管理の方針といいますか、方向性というものにリンクした場合に、歴史的中間値であったり、 $B_0$ の20%みたいなものというのはどういう位置付けにあるというふうに考えるのがよろしいのでしょうか。 $B_0$ 20%であると、日本の中で管理の方針の中にあるMS Yのベース、またそのプロキシみたいなものにまで資源が回復するというふうな理解でよろしいのでしょうか。お願いいたします。

○田中分科会長 審議官。

○資源管理部審議官 今、山内委員の方から御発言があったように、イニシャル・ターゲットというのが今回、2021年に達成されたであろうというような科学委員会の報告というのがありまして、2024年がターゲットだったんですけれども、それは3年早く達成していると。それが歴史的中間値ということです。

それを達成して、2034年か、達成した以降10年以内か、どちらか早い年を目標にして、今度はB<sub>0</sub>の20%というのが目標ということになります。

これが今の、例えば日本周辺の資源管理で言っているようなMSYのようなものなのかどうなのかということなんですけれども、そういうことではないんだろうと思っております。どちらかといえば、今、資源回復途上で設定されている仮の目標のようなものなんだろうというふうに思っております。今後、太平洋クロマグロに関してもMSEという手法で管理をしようとか、そういう議論も、今、北委員会の中でも進んでおりますので、そういう議論の中でまた、例えば究極的にはどこを目標にするのかとか、そういう議論も行われていくものと思っております。

以上です。

○田中分科会長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内特別委員 ありがとうございます。今後、そういった形で、日本は今本当に先進的な資源管理の枠組みというのをしっかり入れている国の1つであると思っておりますので、法であったり勧告であったりという漁業局へのリーダーシップを期待いただけるものと期待しております。ありがとうございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 先ほど全漁連の方から意見の陳述があったわけなんですけれども、私の方もクロマグロに関しては米国なんかに主導権を握られちゃっていたような、そういう感じもあったわけなんですけれども、やっところこういうような状況になったということで、水産庁の皆様方、交渉大変だったと思っておりますけれども、もう感謝申し上げる次第であります。

ただ、今後も強度の資源管理というのは続けていくということでもありますから、漁業者に対しては今まで同様の支援というものをこれからもお願いしたいということで、これは要望ですけれども、そういうことですので、よろしく願いいたします。

○田中分科会長 では、これも要望ということで承ったということによろしいですね。マグロ、増えてくるのはいいんだけど、増えてくると、今度、混獲の問題がまた大きくなるので大変かなというふうに思いますけれども。

ほかにございますでしょうか。

ウェブの齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 齋藤でございます。

今回の増枠、各委員からの御発言にもあったように、現場感という意味ではもっと増えてもいいのではないかと、そういった現場感がございます。ただ、この現場感みたいな曖昧なことでは多国間の多くの関係の皆さんをなかなか説得できない。やはり科学データが要るんだらうと、そのように思います。

そんな中で現在、ヨコワのひき縄と、かつお・まぐろ漁業のデータが使われているということなんですけれども、他の漁業のデータというのはどの程度反映されているのか、全く使われていないのか、その点伺いたいということと、今後、更なる増枠ということ考えた場合、いろいろな、他の漁業の方も現場感ということでは相当増えているということがあるんだらうと思いますので、それを会議の場にデータで出すということが求められるのではないかと思うんですけれども、その辺、各漁業へもお願いというか、あるいは義務付けというか、そういった考えがないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○田中分科会長 これは審議官ですか。お願いします。

○資源管理部審議官 すみません、細かいところまでは承知していませんけれども。

まず、ヨコワなどのデータしか出ていないということではなくて、それは各漁業種類、それぞれ基本的なデータはもちろん出しているんですけれども、ヨコワなどのデータが重要なのは、加入に関する情報を収集するという点で非常に重要で、これは日本にしかできないことです。日本周辺で産卵して、小型魚を獲るのは日本の漁業が圧倒的です。加入のデータを取るためにヨコワのデータであるとか、ひき縄のデータが非常に重要ということがございます。

ただ、それしかデータを集めて、出していないんじゃないかということでは全くございませんので、日本の各種いろいろな漁業から集めたデータ全て、ISCという科学機関の方で資源評価をするために役立てられております。

おっしゃいましたように、データ収集は非常に重要ですので、今後もできる限り正確なデータ収集に努めていきたいと考えているところです。

○田中分科会長 私の方で説明というか、補足しますと、もちろん全てのデータは使われているんですが、クロマグロに限らず、世界の水産資源は親魚量の大小で判断しようということになっているわけです。そうすると、大型魚ということになるんですが、大型魚を専門的に獲っている漁業がデータとしてよく活用されると。いろいろ議論があって、定置網なんかでも獲れているじゃないかということだったんですけども、定置網は専門的に獲っているわけではないので、偶発的な要因が大きいと。つまり、データとして変動が大きいのでなかなか使いづらいという議論があって、今現在は使われていないということになります。もちろん、新しい情報なり技術なりが開発されれば利用されるかもしれませんが、今のところはそういったことで台湾と日本の近海かつお・まぐろのデータが親魚量の指標として使われていると。このうち1個なくなると大変なことになっちゃうので、何とか枠を確保して親が増えているという証拠として活用しているという、こういう現状になっております。

よろしいでしょうか。

○齋藤委員 はい、ありがとうございます。

○田中分科会長 ほかに。

高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 科学的データに基づいて管理をしていくというのは、それは当然のことだということは理解しておりますが、最近よく耳にすることですが、クロマグロが非常に増えているという。船の周りをイルカに囲まれたと思ったら、実はそれはクロマグロだったという、そういう笑えないような話が実はかなり多くて、科学的データと実際の増え方というのはリンクしているのかどうか非常に疑問があります。机上の上での数字で、方程式で展開をする方法と、実際各海域で生息をしているクロマグロの実態というものが本当に整合されているのかどうか、非常に疑問を持っております。

更にもう一点なんですが、くろまぐろ部会で論議をされた中で産卵期の親魚の話があつて、これは無視してもいいんだというような書き方ですが、親魚よりも小型魚の方をまず優先するんだというような書き出しのようですが、実際、産卵をしなければ小型魚が出るわけではありませんし、生息するわけでもありません。むしろ産卵期の親魚の漁獲規制すべきではないかと思っています。今すぐ規制をしてくださいって言っているわけではありませんが、今後どのような形で保護していくのか、産卵をさせるという方法をどのように

して担保していくのか、この辺の論議というのはいつかどこかできちんとした形でしておいてほしいというように思います。

やはり産卵というのは重要なことですから、親魚を保護するという観点から、いわゆる大型、小型ということだけじゃなくて、本来であれば一番の元になる産卵期に入っている親魚の保護というのをどう考えるのか、この辺をきちんと論議しておくべきではないのかというように思います。

○田中分科会長 これは。では、魚谷室長。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

産卵期の親魚の漁獲については、現行のくろまぐろの配分の考え方にも記載がございまして、資料4-1のセットの16ページの真ん中辺り、資料4-2の(5)の③ということで、こちら、最初にこの考え方、取りまとめた際に部会の方で議論をして、こちら「産卵期の親魚の漁獲」ということで、こちらについての記述がございまして、そういったことで考え方としては、産卵期の親魚の漁獲については特に考慮しないと。要は小型魚を、WCPFCの考え方と言えば、基準年の半分まで減らして、それを守っていきましょうということが重要ということで、一方で一番最後のパラグラフに「しかしながら」という記述がございまして、丁寧な説明に努めていくべきであるということがございまして、考え方としては、こういう形で取りまとまっていて、これをいかに御理解いただくかということで対応してきているというところがございます。

私からは以上でございまして。

○田中分科会長 よろしいですか。最初の点は、実態と合っていないんじゃないかと。これは今日、研究者がいなくて宿題とさせていただきます。

どうぞ。

○高橋特別委員 今言ったように、産卵期の親魚というのは非常に大切なものだという認識を持っておりますので、この辺の論議が全くされていないんです。ただ、ここの16ページに書いてあることで、保護しようとか、禁止をしようとか、そういうことがどこでも、どのような形で論議をされているのか。全く禁止ということが今現在では非常に難しいのかもしれませんけれども、やがてはそういった方向に、産卵期の親魚を保護するという、そういう観点で科学的に保護していくんだというのであれば、大きくなった魚ばかりの話ではなくて、この辺が最も重要な話ではないのかなと私は思うので、今後、ちょっと検討していただきたいというように思います。



○田中分科会長 一応承ったということにさせていただきますが、これ実は1度議論になりまして、くろまぐろ部会ほかで。これは突き詰めると鶏が先か卵が先かという議論になりまして、例えば幼魚を獲るということは、親になる前に獲ってしまうので、1度も産卵の機会を与えないということになるわけです。そういう意味では、1回産卵してから獲るよりも悪なわけです。1回も産ませないわけですから。

じゃ、どっちがいいのかと。親を獲るのがいいのか、子供を獲るのがいいのか。これは、みなみまぐろでさんざっぱら議論して決着しなかった話でもあるわけです。

ということで、多分こういう記述になっているんだらうなど。これは、くろまぐろの最初の頃の部会の方でやっぱり議論になりました。

そういう意味では、私が言ったのは、産卵量に対して子供、0歳魚1匹獲ると成熟した3歳以上の1匹獲るのを同じ卵の量に換算してやったらいいんじゃないかと。そうすると、多分小型魚の枠は大幅に減るということになる。そうすると、漁業調整上の問題も発生してなかなか難しいんだらうなどということ、サイズ別の話はそのままになっているんじゃないかというふうに思いますけれども。

一応、議論は過去にはされましたし、今後とも高橋委員がおっしゃられるように、度々出てくる話ではあろうかと思えます。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 先ほど科学的データに基づくという中で、それは当然なことだと感じていますが、その中で、定置網の漁獲データが使われていないという御回答がありました。例えば定置網は回遊してきている魚を獲っていることから、資源のバロメーターとも言われており、資源が多ければ水揚げも増加しますし、少なれば減少するという、自然に寄り添っている漁業です。日本古来からの漁業であり、そのようなデータも入れていただければ、漁業者の実感として、やはり定置網での漁獲が増加していると、そういう実感も反映されると思います。、漁業者の実感とデータのギャップを少しでも詰めていただくような対応をお願いしたいと思います。

○田中分科会長 これは機構の方に、そういう要望があったというふうに伝えていただくということで。これは多分、科学的な解析の方法をどうするかという課題だと思います。

どうぞ、佐々木委員ですか。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。今、高橋委員の方からお話があった産卵親魚の話なんですけれども、16ページの中ほどに、沿岸漁業者さんたちに丁寧な説明を加えて

いくべきだというふうに書いていらっしゃるけれども、これは消費者の側、若しくは流通側にでもかなり混乱といいますか、これをどう捉えたらいいのかということが理解できていないと思います。

実際、私は料理人の団体の代表ですけれども、料理人の間では産卵期の魚は基本使わないというのがポリシーというか、なぜかという味の面でというのが一番大きいんですけども、産卵期の魚って、基本、禁漁が多いですし、そもそも使わないという認識が多い中で、なぜマグロだけがいいのか、獲っていいのかというのがいまいち腑に落ちないというところはすごくあると思います。

ですので、これは科学者の方々が研究の上で出していることだと思うんですけども、なぜなのかということをもっと丁寧にきっちり説明していただく機会があればいいのではないかなと思います。

私自身、いろいろなデータを拝見していますが、それでもやっぱり腑に落ちないところはございます。今、おっしゃったように、卵が先か鶏が先なのであれば、では両方ともというオプションはないのかとかということも考えられるのではないかなというふうに思っております。

というのは、すみません、ちょっと長くなりましたけれども、大西洋クロマグロの場合、実は料理人の間ではすごく記憶に新しい事件がありまして、2008年から2009年辺りに欧米のレストラン業界、若しくはスーパーもそうですけれども、一斉に大西洋クロマグロのボイコットが起きました。これはボイコットというか、資源が減っているので、できるだけ使わないようにしようよという運動が起こったんです。それを料理人たちは修行先のレストランでいろいろ見聞きしていたので、その後、I C C A Tの規制が入って、規制の内容はたしか未成魚完全禁漁と、たしか産卵場の産卵期制限ですよね。かなり、90%以上でしたでしょうか、すみません、私、数字は定かじゃないんですけども、かなりの割合を削減、両方したと記憶しています。その後、一気にV字回復したというところまでをセットにして記憶に新しいので、なぜ日本とこれだけ違うのだろうかという疑問点は残っております。

ですので、その辺を、なぜなのかというところを明らかにしていただくことはできないのかなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 広く国民に分かりやすく説明をしてくださいという要望があったということで、承ったということさせていただきます。

それでは、ウェブの方、最初は菅原委員、お願いします。

○菅原特別委員 菅原です。

遊漁における採捕についても考慮していただいたことに感謝申し上げます。採捕量が決定した暁には、海区の区割り、若しくは都道府県割りみたいな形できちんとした数値を作っていたいただければよろしいのかと思います。

以上です。

○田中分科会長 これも御要望があったということによろしいですか。では、承ったということ。

それでは、続きましてウェブの木村委員、どうぞ。

○木村委員 こんにちは。サイエンスの話があったので、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、大型魚、産卵親魚を獲るか、獲らないかというお話。その時代には私は委員ではなかったので、どのような議論が展開されたのかは分からないんですが、基本的に1回の産卵で1,000万粒もの卵が生まれて、最終的に親として雄・雌2匹が残ればよいということで、初期減耗の極めて高い魚であるというのがクロマグロの特徴だと思います。そういう意味では、ほかの多獲性浮魚類とはちょっと違うということが1点あります。

したがって、生き残りが非常に低い確率の中で生き残った小型魚を大切にするという議論は、それなりに論旨が合っているのかなと思います。

一方で、今、地球温暖化の問題で、東シナ海の産卵場から、より水温が低い日本海での産卵というのがこれからも増えてくる可能性があると思います。クロマグロの仔魚は26度プラスマイナス1・2度ぐらいの非常に狭い水温帯でしか生き残れないので、温暖化が進むと東シナ海の温度は高くなる。だから、産卵場が日本海に移るということです。しかし、日本海は非常に狭い海域ですので、そういう意味では魚が集まってしまって、一見すると、漁獲がいいから資源が増えているように見えるのかもしれない。

定置網の議論、今までございましたけれども、もしかすると、定置網は、より日本沿岸の方にありますので、より集まってしまったために、一見漁獲が増えているという可能性もありますので、この点は十分に注意していかなくてはいけないのかなと思います。

いずれにせよ、サイエンスとしての研究ですので、水産庁の方も、水産機構の方に、是非、予算配分をしていただいて、研究がより展開していけば、御指摘いただいた2点の問題については近いうちに解決できるのではないかと考えております。

以上です。

○田中分科会長 御要望があったということで。

ほかにございますでしょうか。

それでは、ほかにウェブの出席の方もよろしいですか。

特にないということで、それでは、令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。特に異議がないようですので、そのように決定したいと思います。

それでは、今の議論を受けまして諮問事項に移ります。

諮問第373号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料2-1のセットを御覧いただければと思います。

まず初めに、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

3水管第2316号

令和3年12月14日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第373号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、漁業法第15条第4項の規定に基づき都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに同条第1項に基づき特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量を別紙2のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

さらに、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和4管理年度における数量の融通等について、別紙3の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、私の方から、まず、くろまぐろ（小型魚）・（大型魚）についての御説明をしたいと思います。

私の諮問文の読み上げの中で気付かれた委員の方もいらっしゃると思いますけれども、今回は、くろまぐろのTAC及び配分数量を定める手続として、ちょっと変則的なんですけれども、二段階で行うこととしております。

具体的には、まずTACの総量と大臣管理区分への配分を定めて、その後、都道府県別の数量を定めるという手続でございます。

こうする理由なんですけれども、まず、大臣管理区分のうち、かつお・まぐろ漁業について、来管理年度から漁獲割当て、法律に基づくIQの管理を実施するというので、こ

ちらは資源管理基本方針の中に、この年次の割当量、各個別の船に割り振る割当量、こちらを12月15日までに定めると、設定をするという規定となっております。このため、大臣管理分については、本日の審議会で適切である旨の答申を頂きましたら、明日付けで早速定めるといふこととしたいと考えております。

一方で、都道府県分でございますけれども、こちらは法律第15条第4項の規定で、こちらを定める前に都道府県知事の意見を聴くという手続が必須となっているということでございます。

先週、このWCPFCでの決定を受けまして、TAC意見交換会なども開催して、現在、都道府県知事からの意見を聴く手続を進めているんですけども、こちらは一定の時間を要するということで、明日すぐ、同時に定めるといふことが法律の規定との関係でできないということで、こちらは、都道府県知事から意見を聴くというプロセスが終了次第、定めるといふことでございます。こちらは、年内を目途に定められるよう手続を進めたいと考えております。

具体的には、この3ページ以降に告示の案が示されて、告示の形でお示ししているんですけども、3ページから4ページにかけて、まずくろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量については、「法律第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、法律第15条第4項の規定により関係する都道府県知事の意見を聴いた後、速やかに定めるものとする」といふ規定を置いております。

大型魚についても、4ページ下の段の方に同じ規定を置いております。

これが第一段。総量と大臣管理区分の配分を定める際に、都道府県別のものについては、こういう規定を置いていふことでございます。

続きまして、7ページが都道府県の配分を定める規定、告示の案として示しているものがございますけれども、こちら7ページの下段に改正前、改正後という形でお示ししてございますが、先ほど「速やかに定める」と規定していたところを改正しまして、この都道府県別の配分の表を8ページ、9ページという形でお示しをしております。

あと、8ページと9ページですね。8ページの上段の一番下、「6,231.9トン」の後に「#」が入っております。あと9ページの最後の部分にも2か所「#」が入っております。こちらはソフトウェアの変換の関係で、誤りで表示されているものですので、この3か所、削除していただければと思います。

ということで、定めるプロセスとしては変則的に二段階に分けますけれども、この当初配分の内容としては、一体不可分というか、1つのパッケージでございますので、全体1つのものとして御説明をさせていただければと思います。

13ページ、資料2-2の方に移っていただければと思います。

こちらは当初配分の考え方についての資料で、最初の部分は全体の仕組み、あるいはくろまぐろ部会、先ほど御報告いたしました議論の過程等をお示ししておりまして、15ページの方が上段がこれまでの配分の考え方のポイント、15ページの下、スライド番号で5番ですけれども、こちらは先ほど御説明しました「令和4管理年度以降の配分の考え方」のポイントということで載せております。

それで次のページ、16ページに移っていただいて、上段、スライドの6番の方で、令和4管理年度の配分方針ということで基本的な考え方をお示ししてございます。基本的にはWCPFCの基準年を基本として近年の実績を勘案して配分するというところでございますし、あと3月に今漁期、今管理年度が完全に終了した段階で未利用分を確定して、繰越しについて、繰越分を原資として追加配分を行うわけですけれども、こちらは沿岸漁業に優先的に配分という考え方でございます。

こちら大型魚については、先ほどの説明でも言及いたしましたけれども、これまでデータ収集のために、この追加配分のときにかつお・まぐろ漁業に追加をするという配分を行ってきましたけれども、今回、当初の部分で基準年ベースにするということで、この優先配分先からかつお・まぐろ漁業については除外をしているということでございます。

小型魚について、混獲管理のための配分の考え方を書いてございますし、あと大型魚の3点目については、かつお・まぐろ漁業、かじき等流し網漁業等について、基準年より少ない、かなり割り込んだ配分になっていたため、今回の増枠に合わせて基準年の平均実績以上の配分にするという方針でございます。

この16ページの下段、スライドの7番が具体的な配分案ということでございます。こちら、過去の超過分を差し引くというところがありますけれども、それを反映した実際の配分案の数字、令和4管理年度の当初配分の数字がこの表ということになります。

まず小型魚でございますけれども、WCPFCの方では増枠はないということに加えて、小型魚から大型魚への振替ということで、全体としては今管理年度、令和3管理年度当初に比べるとマイナス179.1トンということで、3,577.1トンの内訳で配分をするということでございます。

区分別に見ますと、大臣管理区分の方ですけれども、まず、大中型まき網漁業については、今管理年度1,500トンのところ、300トン大型魚に振り替えるということで300トン減の1,200トンとなっております。

続きまして、かじき等流し網漁業等については前年同ということでございます。

かつお・まぐろ漁業ですけれども、こちらは62トンから25トンに減らすという案としております。こちらは、この分科会でも御報告したんですけれども、今漁期、かつお・まぐろ漁業の小型魚については超過が発生をしております。こちら、その超過が起きないようにということで、いろいろ関係者等の話も聞いて検討したんですけれども、本来、近海のまぐろはえ縄については大型魚を狙って獲るというのが、基本的な本来の姿ということで、来年度以降、近海のはえ縄では、小型魚を、数十トンという中途半端な数量で管理をしっかりしていくというよりも、もう小型魚を目的とする操業は控えていただくという形として、竿釣り等の混獲分25トンを除いて、大型魚に、もうこの際振り替えるという考え方で、この減らす案としております。ただし、来管理年度、令和4管理年度については小型魚12.1トンの超過があって、それを引いた数量を大型魚の方に移すということで、この12.1トン分は小型魚として差し引いて、国の留保に入れるという考え方でございます。

都道府県ですけれども、こちらは、小型魚は増枠がないわけですが、この留保を減らす分、あと大型魚の振替に伴う調整をしまして、プラス286.3トンということで、約300トンぐらい増やすという案にしております。

続きまして留保ですけれども、こちらは、先ほど小型魚100トンを留保として保持しますという方針を、考え方を御説明いたしましたけれども、こちら、当初時点では224.6トンとなっております。こちらは過去の超過分の差引きしたものについてはこの留保に繰り入れることにしておりますので、当初時点では224.6トンとなっております。こちらは、今管理年度が終了して未利用分を繰り越して、それを追加配分をする際に、こちら100トンだけ残して追加配分原資として使うということで、現時点では224.6トンですけれども、管理年度終了まで保持するのは、先ほど御説明したとおり100トンということにいたします。

続きまして、大型魚でございます。大型魚については、WCPFCの15%増枠に加えて、大型魚への振替と、あと振替に伴う0.47分のボーナスというか、上乘せがございまして、令和3管理年度当初に比較すると1,099.9トンのプラスということで、6,231.9トンということになります。



それぞれの区分ですけれども、大中型まき網については、この振り替えた300トン分を含めて566.1トン・プラスの3,629.3トンということでございます。

あと、かじき等流し網漁業等、あと、かつお・まぐろ漁業についてはWCPFCの基準年の平均漁獲実績レベル以上にするということで、それぞれ21.6トン、740.9トンということで、それぞれ12.2トン、378.3トンのプラスということになります。

あと都道府県ですけれども、こちらについては今管理年度に比べて169トンプラスの1,740トンという形の配分案としております。

続きまして次のページ、17ページの上段でございます。

こちらは、今、御説明しました配分案に至る考え方を要素ごとに分けてお示しをした表でございます。こちらについては、過去の超過分の差引きについては反映していないものということで、配分の基礎ベースの考え方ということになります。

まず小型魚ですけれども、それぞれ一番左に配分の基礎というものがございまして、令和3年当初の配分の基礎ということに移るところで変わっているのは、大中型まき網漁業については、これまでも250トン、大型魚に振り替えてございますので、これが1,750トンが1,500トンに減っているというところです。これが通常、実質ベースのスタートラインということになります。

その右側に大型魚への振替、あと各区分の配分の調整ということで、大中型まき網については300トン大型魚へシフトしますということで、マイナス300となっております。

かつお・まぐろ漁業については、先ほど御説明しましたとおり、混獲見合いの25トンを残して大型魚に振り替えるということでマイナス37トンでございます。

都道府県については、小型魚、沿岸漁業の方で小型魚のニーズが高いということで、全体の調整の中でプラス300トン、約300トンということで、299.8トンプラスということでございます。

そういった中で、留保については154.8トン減らしますということで、全体として大型魚に振り替える数字というのはマイナス192ということで、192トン振り替えるということでございます。

最初のところで、既に250トンについては、通常ベースで大中型まき網は振り替えていますと御説明しましたので、この250トンと192トンを足せば、これは目標である400トンを超えた振替となって、1.47倍のメリットは最大限享受できる形になっているということでございます。

こちらが小型魚の配分案に至る考え方でございます。

一方で大型魚ですけれども、表の構造としては同じでございます、一番左側が配分の基礎となっております、令和3当初配分基礎というのは、大中型まき網の250トン通常振替しているものというところがプラスになっているということです。

その次がWCPFCの増枠分ということで、こちら2つの要素に分けて書いております。2つの要素というのは、15%増えますよという部分の732トンと、あと振替の換算係数による増加分ということで、これが400トン掛ける0.47ということで188トンとなっております。

まず、15%増枠分の増やし方ですけれども、この732トンをどう振り分けるかということですが、考え方としては、まず基準年の平均実績から一番へこんでいるかつお・まぐろ漁業について、基準年の実績まで積むということで、250トンをまずかつお・まぐろ漁業にオンするということを考えまして、その次に、残りを配分基礎のシェアで各漁業に配分ということなんですけれども、まず基礎の配分、大中型まき網はかなり多いということで、そのままではなくて、残りのシェア配分する分の大中型まき網についてはシェアの半分ベースで配分をするということで143.9トンとなっております、さらに、その残りについて配分基礎のシェアでかじき等流し網と都道府県と留保に配分をするという考え方でございます。

続きまして、振替の換算係数適用による増加分の188トンですが、こちらについては配分基礎のシェアでそのまま配分をしているということでございます。今回、小型魚から大型魚に振り替える——振替のほとんどを大中型まき網の方で出していただいているということで、この0.47分については大中型まき網について半分にするとか、そういったことをせずに、シェアそのまま追加の配分をしているということでございます。

続きまして、その右の欄、小型魚からの振替及び各区分の配分量の調整ということで、基本的には上の小型魚からのマイナス192トンというのをどう割り振るかということでございますけれども、それぞれ振り替えた分に留保からの調整ということで大中型まき網については310トン、かじき等流し網漁業等については10トン、かつお・まぐろ漁業については127トン・プラス、都道府県については小型魚、増えていない小型魚で先ほど300トン乗せるという形で行っておりますので、ここでは調整としてマイナス200.1トンということで、留保も55トンを減らすという形で、192トンという形でございます。

その右側が令和4年の当初配分の基礎ということで、繰り返しになりますけれども、過去の超過分の差引きを行わない数字ということが小型魚、大型魚共通でございます。

右の2つの列ですけれども、それぞれ令和3管理年度と比較した増減と、あと比率の形でお示しをしております。

続きまして、17ページの下、スライドの9ですけれども、こちらは今回の配分、W C P F Cの基準年との関係も示した表でございます。

こちら、基準年の実績については、かじき等流し網漁業等、かつお・まぐろ、あと沿岸漁業について一括の数字になっておりますけれども、その3つについては基準年の小型魚半減ですので、半分からすると132%となっております、大中型まき網については約半分に減らしているという形となります。

続きまして、次のページの上段、こちらは大型魚の基礎的な配分ということで、2002年－2004年、W C P F Cの基準年の実績と比較した形でお示したものですけれども、今回、大幅に増枠することで、かつお・まぐろ漁業とかじき等流し網漁業等については実績、平均実績、基準年の平均実績からすると103%ということで、ほぼ基準レベルになっているということでございますし、大中型まき網については117%。あと沿岸、都道府県については168.6%という形になっております。

続きまして、18ページの下のスライド、あと19ページの上のスライドについては、小型魚、大型魚、沿岸漁業の分の都道府県別の配分の案でございます。

こちら、小型魚については混獲管理分のものを一律配分した上で、基本的に配分基礎のシェアで沿岸分を各都道府県に配分しているという案でございます。

一方で、19ページ上段の大型魚については、こちらは直近の状況を反映させるということで、直近6年のうちの最大実績によるシェアで配分をしているという配分案となっております。

続きまして、19ページの下でございますけれども、繰越しの基本的な考え方、これは今管理年度のを掲載しております。今回、繰越しの上限、国の枠の17%というのは3年延長となっておりますので、基本的な考え方としては、同じように17%を繰越し上限で繰越しをして、10%についてはそれぞれの管理区分なり都道府県、残した分について繰越しをするということ、あと10%を超える部分については国の留保として追加配分の原因として用いるという考え方になるかと思っております。

未利用分の繰越しに伴う追加配分については、年明け、3月頃になれば、どれぐらいの未利用分が出そうかというのは見通しがついてくるかと思っておりますので、その際に追加配分の方針をこちらの分科会の方にお諮りをして、配分を進めていくということとしたいと考えております。

最後、20ページの上ですけれども、こちらは超過の数量の取扱いということで、令和3管理年度の超過量は原則一括差引きで、一括で差し引けない場合は分割で何年か掛けてということになりますけれども、分割が必要なような状況というのは現時点では生じていないと理解をしております。

あと過去の超過数量については、既にこれは決まっていることですが、第3管理期間の超過量は一括差引き、第2管理期間の超過量は枠の2割上限ということでやってきておりますので、こちらについて引き続き行っていくということで、この差引きで枠が0トンになる都道府県については混獲管理用として一定数量を配分するという考え方もこれまでと同じでございます。

配分案の内容の説明は以上でございますけれども、一旦、11ページの別紙3に戻っていただければと思います。

こちらは漁獲可能量の変更についての諮問ということでございまして、1の背景にございますように、くろまぐろについては都道府県間、又は大臣許可漁業等と都道府県との間の数量の融通、今後、大小の交換ですとか、譲渡しあるいは譲受けというのを水産庁が仲介をしたりして進めるわけですが、関係者間の協議が整ったものについては手続の迅速化ということで、あらかじめこういう形で諮問をして、実際に数量を変更することについては事後報告で対応可能ということとしてきていただいているところでございます。

令和4管理年度においても同じような、当事者間の合意により行う融通に伴う数量の変更については、引き続き審議会には事後報告で対応ということにさせていただければというのが2の(1)でございます。

それに加えて、2の(2)でございます。こちらは前回の分科会でお諮りをした、くろまぐろ(大型魚)について、大中型まき網で漁獲割当て、IQによる管理を行うという案を諮問させていただいて御了承いただいたわけなんですけれども、その仕組みの中で、こちらは期間を区切ったIQの管理ということで、IQの管理期間が終了した時点の未利用分については一旦国の留保に繰り入れて、直ちに大中型まき網の総量の管理の方に移すという形の仕組みとしております。このIQの管理期間が終わったときの未利用分を最終的

に総量の管理の方に移すということについては、こちら農林水産大臣の裁量のない、機械的に行うものでございますので、こちら、今回から新たに、この数量の変更については審議会に対して事後報告で対応できることとさせていただければということでございます。

3、4については、この数量変更に伴う手続ですとか、事後報告対応が可能なもの以外の扱いについて書いているものでございます。

こちらの説明も以上でございます。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

引き続き、めかじき（南西太平洋）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域）について説明させていただきます。

21ページ、資料2-3を御覧いただきたいと思っております。

いわゆる南西太平洋海域、これはWCPFCです。東部太平洋条約海域はIATTC、インド洋海域はIOTCというふうに、国際的な地域漁業管理機関によって我が国に割当てられた漁獲上限、あるいは割当量に基づいて漁業管理年度の当初配分案を定めるということでございます。

まず、その設定の計算について御説明させていただきたいと思っております。

まず、令和4管理年度は、令和4年4月1日から12月31日までの1年間としております。

それから、国際資源の漁獲可能量算定方法でございますけれども、まず先ほど申し上げましたように、地域漁業管理機関で決定された国別割当量、又は漁獲上限に繰越し割当量を足しまして、それから他国への移譲割当てというものを差引きし、又は足したものが漁獲可能量となります。

そして、その漁獲可能量から最後、国の留保枠というものを引いたものが大臣管理漁獲可能量となるという考え方でございます。

表の一番下の表を見ていただきたいんですけども、まずどうなっているかといいますと、WCPFCにおけるめかじきの我が国割当量というのは588トンでございます。

めばちについては3万2,372トン、それからIOTCのきはだに関しましては4,002トンという漁獲量が割当てでございます。

上の表に行ってください、めかじきについては、そのまま588トンが大臣管理漁獲可能量になります。

下のきはだ、4,002トンに関しても漁業種類としては海外まき網とかつお・まぐろ漁業の遠洋まぐろはえ縄で獲っておるんですが、そのまま4,002トンという割当てになってございます。

真ん中のIOTCのめばちに関してですが、国別割当量から国の留保枠である8,000トン引いて2万4,372トンというものが我が国の大臣管理漁獲可能量となっております。この8,000トンに関しましては、中国と韓国にそれぞれ移譲する予定として、国の留保枠となっております。

以上で説明を終わります。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 すみません、ちょっと訂正させてください。

先ほど管理年度を「4月1日」と言ったのは間違いで、「令和4年1月1日から12月31日までの1年間」でございます。失礼しました。

○田中分科会長 資料2-3の一番上のところですね。

よろしいでしょうか。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 私からは、質問と意見の2点ほど言わせていただきます。

かつお・まぐろ漁業の配分についての確認ですが、来年からかつお・まぐろ漁業はIQ制度が始まるということで、先だって、マイワシ太平洋系群のまき網に関するIQの議論の中で、国の留保分からシェア相当分の半分を当初配分に上乗せして配分をするという議論があり、まき網ではシェア割りを実施し、留保からから半分以上を最初に割り当てるという説明がありましたが、くろまぐろのIQの場合にはどうなるのかということがまず1点目。

そして、2点目といたしましては、先ほども言いましたとおり都道府県の配分について、特に定置網では来遊してきたものを漁獲する漁法であり、枠を超えないような努力を様々実施しており、獲らないように逃げるまで待つ等、獲らないような取組を行っていることも多々あります。「獲らない」と「獲れない」は意味合いが異なります。そうした中、大型魚にあるように、漁獲実績だけを利用して、最大値で配分となると、来遊量によって対応が異なってくるということもありますので、その辺は都道府県知事の意見も聴きながら、配慮を持った配分をよろしく願います。

○田中分科会長 2点ありましたけれども、まず1点目は魚谷室長。

○資源管理推進室長　マイワシの太平洋系群、確かにこちらはI Qをやるという議論の中で、留保のシェア相当の半分を当初で上乘せするという形にしております。こちらの理由としては、マイワシとサバ類とマアジですね、こちらについて「75%ルール」ということで、留保から漁獲の状況に応じて、漁獲の積み上がり状況に応じて、追加配分をするという事後報告対応のルールもございます。基本的に留保をそういう形で使うという中で、I Qの管理区分については枠が消化されてきた状況に応じて留保から追加するというのはI Qのそもそもの趣旨に合致しないであろうということで、追加配分の対象からは、I Qの管理区分は除くということにしております。

そういう中で、留保としては、皆さん一律に国の留保に拠出しているような形ですので、留保として当初の配分を減らされている一方で追加配分は受けられないという不利益が生じるという考え方で、その分見合いの、その半分ということですが、こちらは当初に乗せましょうという考え方でございます。

一方で、このくろまぐろについては、先ほど国の留保、それぞれ小型魚、大型魚100トン保持するということを申し上げましたけれども、こちらについては国の留保から追加配分を、漁獲の状況等に応じてしていくという考え方はございません。こちらについては、正に最後まで保持をして、超過が起きた際にそこで吸収をするということ、あと最終的に残ったものについては繰越しの原資にするという考え方でございますので、こちら留保からの追加配分を行わないということでございます。

ですので、くろまぐろのI Q導入に伴って、当初時点でこの留保のシェア相当分の半分かなり何なりを当初でオンするということとはございません。

これが1点目でございます。

2点目、都道府県間の配分については、正に小型魚について、逃がしている、獲らないようにしているという実態があるということで、小型魚の都道府県間の配分については直近の最大実績シェアではなくて基礎の配分シェアでの配分をしているということでございます。

意見聴取の手続については、法律事項でございますので、しっかり今、準備を進めているところでございます。この意見を踏まえまして設定をするという形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○田中分科会長　三浦委員、よろしいでしょうか。一応御要望もあったということで。

○三浦委員 配慮をお願いしたいということです。

○田中分科会長 配慮ですね。くろまぐろ部会の方でも議論になって、実績といったときには、放流した量も考慮した方がいいとか、それだったらデータを集めなきゃいけないとか、そういう議論にもなりました。

ほかに。

川原委員。

○川原特別委員 御説明ありがとうございました。

めかじき、めばち、きはだの方の枠について教えてください。

めばちで国の留保枠8,000トン置いておきまして、これを他国へ移譲する予定とのことですが、どういったいきさつでこのような措置が取られることになったのでしょうか。

○田中分科会長 外交上の問題もあるので、お答えできる範囲で。

○かつお・まぐろ漁業室長 今、会長からあったとおりに、すみません、交渉結果によるものでして、交渉というのはいろいろなプレーヤーがいて、ステークホルダーがいる中で、その背景なり理由というのはコメントはちょっと差し控えさせていただきます。すみません。

○川原特別委員 承知いたしました。

○田中分科会長 何らかの取引じゃないけど、があったかもしれないということで。

ほかに。

堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 16ページの配分案に関してです。小型の方です。ここで、かつお・まぐろ漁業が超過していると。小型を超過している。これは資源管理、くろまぐろの資源管理に際しては、小型の管理が一番重要なんです。それをかつお・まぐろ漁業が超過をしている、37トン。そういう超過をしている漁業に、今回の増枠、約2倍ですよ。これはいくら来年度からI Qで管理を行うといっても、私にすればなかなか信用できないと。水産庁の方からは厳しいチェックと指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 私も役に立つデータを集めていただきたいというふうに思っておりますので、この点は水産庁に強く要望したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、今管理年度の超過量は37トンではなくて12.1トンでございます。超過が生じた経緯については、分科会でも1回御報告しているんですけども、漁獲



が積み上がった状況で土日を含んだというようなタイミングもございますが、確かに停止の勧告とか、そういったところでなかなか止めるに至らなかったということがございます。

そういう中で小型魚、この数十トンの範囲でしっかり数量管理するというのはなかなか困難を伴うということで、今回、このかつお・まぐろ漁業の小型魚については基本は目的操業は控えていただいて、竿釣りの混獲ぐらいにさせていただくという形での案と。基本は本来の対象である大型魚の方の目的操業で使っていただくという形でのこの案としております。当然割り振られた数量の管理については、I Qであれ、総量であれ、しっかり守っていただくということが重要だと思いますので、その点については水産庁の方でしっかり対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中分科会長 よろしいですか。では、強い要望があったということで、よろしく願いします。

ほかに御意見ございますでしょうか。ウェブの出席の方々はよろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、諮問第373号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいですか。ウェブの方々もよろしいですか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段御異議がないということですので、それではそのように決定いたします。ありがとうございました。

次に、諮問第374号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更についてに移ります。

事務局から資料の説明をお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料3-1を御覧ください。

まず諮問文を読み上げます。

3水管第2256号

令和3年12月14日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第374号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量等について別紙のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料3の一番最後、資料3-2を御覧ください。

先ほどの3魚種は当初配分案でしたが、このめかじきに関しては漁期中、漁期の途中で漁獲量の変更を行うというものでございます。

まず資料の一番下の表、参考を御覧ください。

令和2漁期の我が国の漁獲割当量は1,463.01トンでございました。実際にこの漁期に獲った漁獲量が406.8トンでございます。ですので、その差引きとしまして、1,056.21トンというものが残りました。そして、先月の、これは大西洋なのでI C C A Tなんですけれども、I C C A Tの年次会合で、このめかじきの1,056.21トンの繰越しが認められました。

そして、上の表に行っていただいて、正に今の令和3管理年度の当初配分632トンに、この1,056.21トンを足しまして、1,688.21トンというものが数量の変更の数量になります。それから、国の留保枠である7トンを引きまして、1,681.21トンに変更したいということでございます。

以上で説明を終わります。

○田中分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 御説明ありがとうございます。

素朴な疑問なんですけれども、どうしてこんなに漁獲実績が低いのでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 説明がちょっと足りなかったんですけれども、先ほど説明に加えまして、このめかじきは8月1日から翌年の7月31日という管理年度でまず管理しています。なぜ実績が少ないかということなんですけれども、実はこれ、大西洋のくろまぐろ操業の混獲でめかじきは獲れている。混獲の漁獲量でございます。そして、説明が不足していましたが、我々は「ブロック・クォーター」と呼んでいるんですけれども、4年のまとまりで枠の融通をしてございます。枠の繰越しをしてございます。それは混獲ですので、専獲ではなく混獲ですので漁獲量は少ないということで、年によって漁獲のばらつきがあるということと、専獲でないのだから混獲の残り分というものは全部次に繰り越していいじゃないかという交渉をしまして、その結果、こういう形になってございます。

ちなみに、今のブロック・クォーターが2018年から2022年までになってございまして、いわゆる3年目、ちょうど繰越しが増えて、3年目ですので、ですので当初配分より繰越しの量が多いというような形になってございます。

○田中分科会長 よろしいですか。混獲なので、枠の融通が繰越しでいろいろできるというのは有り難いですよね。くろまぐろもいつか増えてブロック・クォーターになるといいのに。そうしたら定置網も大分楽になる。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の方々もよろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、諮問第374号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 特段異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第373号及び諮問第374号について、確認のため、答申書を読み上げます。

答申書

3 水 審 第 5 3 号

令和3年12月14日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

水産政策審議会

令和3年12月14日に開催された水産政策審議会第115回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問どおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第373号 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第374号 特定水産資源（めかじき（北大西洋海域））に関する令和3管理年度における漁獲可能量等の変更について

以上。

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しします。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 それでは、次の審議事項に入ります。

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。

資料5を御覧いただければと思います。

「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正について御説明をさせていただきます。

この資源管理指針ですけれども、水産資源の管理の在り方について国が定める基本的方針ということで、水産資源に関する管理方針、あと、それを踏まえた具体的な管理方策を魚種、あるいは漁業種類ごとに定める内容となっております。

この指針に基づいて漁業者の皆さんの自主的な資源管理の取組である資源管理計画の策定、あるいは実施が行われているというものでございます。

今回の主な改正点、これは毎年行っているものでございますけれども、令和3年度の資源評価結果、あるいは令和元年の漁業・養殖業生産統計年報、これの公表がされたという

ことで、これに伴いまして、資源評価、あるいは漁獲情報などの記載内容、あるいは図表を更新しているというものでございます。

あと改正漁業法の施行による資源管理基本方針の策定に伴いまして、資源管理目標、あるいは資源管理措置の記載内容を追加しているものでございます。

その他、資源管理措置の記載内容を最新の情報に更新をしたほか、字句、文言等の整理を行っております。

この指針に基づく資源管理計画、自主的な取組の資源管理計画ですが、こちらについては改正漁業法に基づく資源管理協定に順次移行していただいて、令和5年度末までにこの移行を完了することとしております。これに伴いまして、令和5年度末にはこの指針も廃止をする予定としております。

こういうことで、この改正漁業法の施行後も資源管理指針に基づく資源管理計画と新しい漁業法に基づく協定、これが5年度末までは並走するという形になります。その間はこの指針は維持をして、この指針に基づく資源管理計画の取組、あるいは履行確認等が行われるということで、この指針の改正、更新は5年度末までは行っていくということでございます。

前回の資源管理分科会で各種の国際資源について、資源管理基本方針の別紙2又は3の方に規定することについて御了承いただいておりますけれども、そういった形で資源管理基本方針に位置付けが行われた資源については、この指針の記載内容についてもこの基本方針の記載に合わせる形で順次整理をしております。

今回、改正に係る変更部分は3ページから58ページまでお示ししている新旧対照表で御確認いただければと思います。

この改正案ですけれども、11月18日に開催をされました資源管理協議会での検討を行った後の案ということになっております。

説明は以上でございます。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

川原委員。

○川原特別委員 御説明ありがとうございました。

質問がございまして、30ページ辺りでしょうか、SEAF O、南東大西洋漁業機関、この海域で漁獲されております「まるずわいがに」が今回「おおえんこうがに類」に変更されていますが、この理由を教えてくださいませんか。

○資源管理推進室長　こちらは、前回、「まるずわいがに」というか、「あふりかおおえんこうがに」について、資源管理基本方針の別紙の方に規定をいたしました。その規定をする際に、この名称をどうするかというのを水産庁内で議論しまして、「まるずわいがに」というのは通称というものということで、「あふりかおおえんこうがに」というのが正式名称——正式名称というか、標準和名というか、そういうものではないかというのもありましたが、一方で、SEAF Oのデータなんかを見ると、この「おおえんこうがに」として獲られている種がいくつか、複数存在するというようなことを確認しまして、記載ぶりとしては「おおえんこうがに類」としました。今回は、括弧で「あふりかおおえんこうがに」という形で付記して、名称を整理したということでございます。

こちら、資源管理基本方針の別紙に規定したときの名称の見直しに合わせて、こちらの名称を変えているという形でございます。実質的な対象が変わった、変えたという認識ではございません。

○川原特別委員　この名称の変更の理由が、一応、正確に魚種を示すということが目的であるということかと理解しましたが、一方、私どものグループの親会社ですとか、ずっと「まるずわいがに」というものを使っています、当社も漁獲しておりますけれども、かなり一般的に広く知れ渡っている名前ではないかと認識しております。

このようになさるということであれば、例えば、この「おおえんこうがに類」のところで括弧書きで「まるずわいがに等」などと残すといった措置をしていただけると大変ありがたいんですが。

○田中分科会長　どうぞ。

○資源管理推進室長　私の理解では、「まるずわいがに」というのは通称というか、ある意味、商品名に近いようなところもあるかと思えます。

これまでこの指針においては、法律に基づくものではないということで通称的なものを使って「まるずわいがに（あふりかおおえんこうがに）」という記載をしていたんですけども、基本方針に定める際に、法律に基づく文書ということで、標準和名を基本に考えようということで、その際に、実際ここで「まるずわいがに」というものとして扱われているものに複数種ある、ということも踏まえて基本方針に規定をするときに、「おおえん

こうがに類」という形を用いたという決定を前回は行っておりますので、そういう形で基本方針との並びを取った規定だということで御理解いただければと思います。

○川原特別委員 今後、いろいろな混乱を生じさせるのではないかなという不安もございまして、今、消費者庁ともいろいろお話をしている最中でありますので、ここに「おおえんこうがに類」のみだけで記載されてしまいますと、またその辺りでいろいろな動き等、対応等を迫られることになるかと考えております。当社としまして、グループ会社としましても、この中においては「まるずわいがに」という言葉をどこかに残しておいていただきたいと考える次第です。

○田中分科会長 という要望があったということで。

○川原特別委員 これはあれですよ。水産庁としましては、「まるずわいがに」が名称としての優良誤認であるなどと、そういった意図を持って書かれているというわけではないですよ。

○資源管理推進室長 意図としては、基本は標準和名でやると、標準和名を用いるという形で、法令文書である基本方針に規定をするときに、そういう考えの下に「おおえんこうがに類」という規定にしましたので、それに合わせてこちらも「おおえんこうがに類」という形にして、一方で改正前の「まるずわいがに（あふりかおおえんこうがに）」と同じものであるという趣旨から、括弧の「あふりかおおえんこうがに」という記載は残したという考え方でございます。

○川原特別委員 ということになりますと、恐らく「おおえんこうがに類」と書かれてしまうと、では「まるずわいがに」は何なんでしょうというふうに一般の方、これを御覧になって思うと思います。

といったこともありますので、「おおえんこうがに類（まるずわいがに等）」といった記載ぶりにはしていただけますと誤解が生じないのではないかなと考えますが。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

「おおえんこうがに」、「まるずわいがに」については、ネットなんかを拝見すると大体併記で書かれていることが多うございます。ですから、「おおえんこうがに（まるずわいがに）」とか。ですから、「おおえんこうがに」と「まるずわい」は同じものであるということが消費者の方にもかなり周知されているのではないかなというふうに思っていますし、また、日本トロール協会のホームページでは、「まるずわい」じゃなくて「おおえんこうがに」という形で表記されております。ですから、商品名は「まるずわい」という

形で販売されているケースが多いかもしれませんが、そこまで流通上、大きな混乱があるのかなという、そういう御懸念は……。

○川原特別委員 ええっとですね、商品名ではなくて、原材料のところも「まるずわい」としているかと承知しておりますので、これが例えば違うカニを使っていますといった優良誤認などそういったことではなくて、通称名として利用されてきたということはきちんと御了解いただけているということですよ。こちらにもこれまでずっと「まるずわい」と載っかっていたということであれば。改正前のところですけども。

○管理調整課長 そういう理解でございます。ただ今回は、名称については統一的に標準和名という形で記載させていただいているというところでございます。

○川原特別委員 そうしますと、原材料のところでもいろいろと問題が生じてくるのかなという不安はまだ残っておりますので、括弧書きの「あふりかおおえんこうがに」、括弧して「まるずわいがに類」といったような形にさせていただければと希望いたします。

○田中分科会長 水産庁はどうですか。検討しますか。

○資源管理推進室長 この指針における記載ぶりについては検討というか、調整させていただきます。

○川原特別委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 多分、製品のところに原材料名って書くところがあって、それを直さなきゃいけないということ、知られていないカニだと、また流通上問題が生じるという、そういうことだと思います。

では、本件については、それではマイナーな変更ということで、部会長一任でよろしいですか。

○川原特別委員 承知いたしました。

○田中分科会長 変更する場合には。

○川原特別委員 後ほど教えていただければと思います。

○田中分科会長 はい。

ということよろしいですか。

ほかにございますか。

倉委員。

○倉特別委員 資源評価の関係なんですけれども、資源管理を進める上で資源評価というのが非常に重要な役割を果たしているという認識をしております。



それで、例えば、北海道でサケが獲れなくなってブリが獲れ出したとか、それから先ほど木村先生の報告にもございました、日本海でクロマグロがうようよというふうな、そんなことになってくれれば有り難いんですが、そういった見通しや、現実の話として先ほど北海道の事例があります。

それから、私は定置なんですけれども、三浦委員が先ほど来おっしゃっていただけていますが、資源量と定置の漁獲というのは直接リンクはしておりません。資源量が豊富であっても、定置にそれが漁獲されて初めて私たちも潤ってくるわけでありまして、そこら辺は配慮してくださいという、そんなお願いもしていただいております、当然水産庁さんの中でもそこら辺はお考えの中に入れていただいているというふうに確信をしております。

それで、資源量に基づいて、資源評価に基づいて資源管理を進めていくということなのですが、申し上げたいのは資源評価の精度を高めていただきたいということなんです。資源評価が資源管理、あるいはTACのスタートラインになっていますので、ここを誤るととんでもない方向に行ってしまうのかなど。そんなことは私が申し上げるまでもなく重々御承知いただいていることだとは思っておりますが、ここで重ねて資源評価の精度を高めていただきたいというお願いをさせていただきたいと。

それから、これは陸の話ですが、青森の方では気候変動によってリンゴの成育が悪くなったというふうなことから、今はモモを栽培しているというふうな、そんなこともテレビで報道されておりました。気温の低い青森でモモを栽培する。モモというのは気温の高い地方の産物だと思うんですけれども、そんなことが現実に行われている。そんなことを耳にしまして、そういったことが海の中に利用できるのかどうか。まあ、モモとリンゴの話はサザエとアワビの関係に似ているのかなというふうにも思うわけですが、そういったこともこれから先、現実起こってくる可能性があるのかなというふうに私は思っていますので、資源評価の精度、資源評価をしっかりとさせていただきたいというのが私からのお願いでございます。

以上です。

○田中分科会長 これはごもつともということですよ。資源量の評価がちゃんと、資源評価がちゃんとできていないで資源管理できるかというのは全くそのとおりなので、これは要望を承ったということにさせていただきます。

それからもう一点、環境変動の問題。これは今、基本計画の方でも議論していただいているところだと思いますけれども、サケとかスルメイカとかサンマとか、ちょっと予想外の変動をしているものについてどう対応していくかということへの対応のお願いということだと思いますけれども。本件につきましても水産庁で承って、今後検討していくということによろしいですか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木特別委員 ありがとうございます。資源管理方針、指針ということで、大きなお話をされていると思います。私、これ、今回、初めて読ませていただいたんですけども、全段を読み込んでいく中で生態系のような話が全然出てこなくて、私の理解、素人考えなんですけれども、魚というのは捕食、被捕食の関係にあるのかなと。あちこちの漁師さんとかとお話をさせていただくと、皆さん、ピラミッドの下位の魚が獲られ過ぎると上位の魚がいなくなるというようなお話をあちこちで伺うことも多いんですけども、そういうような生態系のダイナミズムみたいなものはこの指針の中で議論されているのかお伺いさせていただきたく思います。もしあるのだとしたら海外と、ないとしたら海外はあるのかとか、そういうこともちょっと伺えれば幸いです。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 これは水産庁、魚谷さん。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

いわゆる資源管理における生態系アプローチ、かなり前から言われていることではございますけれども、なかなか、それを取り込んだ評価というものがなされているかと言われるれば、そこは実態として非常に難しい面が多々あって、評価自体はやはり系群ごと、資源ごとの評価になっていると。それが実情ではございます。

そういうのを受けて、この指針の中では、資源評価の結果も資源ごと、系群ごとの資源評価の結果があって、それに照らしてどういう取組をやっていきたいと思いますというような形にとどまっているというのが実情でございます。

一方で、資源評価の方で、そういう生態系、要は種間関係とか、そういったものというのが課題であるという認識は研究者の皆様もお持ちだと思いますので、そういったものの進展に合わせて考えていくということではないかと思えます。

少なくともこの資源管理指針自体は、令和5年度をもって廃止するという予定ですので、そこまでに何か大きな進展があるのかと言われると難しいのかもしれませんが、中

長期的な課題としては、そういう認識は、水産庁としても、研究サイドとしても持っているということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 高瀬審議官、どうぞ。

○資源管理部審議官 外国ではどうなのかという御質問がありましたけれども、水産政策の改革の議論の中で、例えばEUとかアメリカの政策なども参考にして今の資源管理の日本の方針というのを作ったわけですが、その中でいろいろアメリカの制度なども勉強してみましたが、生態系アプローチというものを何か定量的に資源評価とか管理の中に取り込んだような管理をしているのかというと、そういうわけではまだないようでして、先ほど魚谷室長の方からありましたように、系群ごとにそれぞれ資源管理の目標なりを設定して管理する、そういうやり方が中心であると理解しております。

これについて質問をしたこともあるんですけども、どういうふうにしたらいいのか自分たちにも分からないというふうな、それは私が質問した相手の人の個人的な見解なのかも分かりませんが、そういう回答が返ってきて、なかなか言うは易し、実際やるのは、実施するのはまだまだ具体的には難しいのかなというような感触を持っております。

○田中分科会長 よろしいですか。

○佐々木特別委員 ビジネスの世界でも、二酸化炭素の問題の次には、生物多様性の話ももう議題に上がってきている段階ですので、投資の世界でも徐々にこういう話が出てきております。恐らく水産の方にもそういう目が向かれるのは時間の問題かなというふうに思いますので、できれば、まあ、もちろんすごく大変なことだと重々分かっているんですけども、何か議論を始めていただけると大変助かります。よろしく願いいたします。

○田中分科会長 御要望があったということで、承ったということで。

ちなみに、生態系の計算だとヨーロッパが進んでいまして、アイスランドとかですね。ただ、種が少ないんです。シシャモとニシンとタラ、以上みたいな。日本だと300種類ぐらいありますので。クロマグロといえども、幼稚魚のうちにはほかの魚に食べられたりするとか。だから、種類が多いのでなかなか進まないという現状が1つにはありますね、日本の場合には。

ということで、ぼちぼち進んでいるという感じじゃないでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加の方々もよろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」の一部改正については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中分科会長 ありがとうございます。特段異議がないようですので、そのように決定したいと思います。

どうぞ。

○川原特別委員 原案どおりになりますでしょうか。一部変更。

○田中分科会長 一部変更の可能性も含めて。その点については一任ということ。

○川原特別委員 はい、承知いたしました。ありがとうございます。

○田中分科会長 よろしいですか。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告事項が3件ありますが、1つ目の太平洋クロマグロの資源管理については、先ほど既にWCPFC年次会合の結果について報告を受けましたので、2つ目の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領について、事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料7-1-1と書いてあるもののセットを御覧いただければと思います。

特定水産資源ですね、くろまぐろとそれ以外に分けて、当初配分ですとか、あと配分量の融通の手続を定めた実施要領というものを制定して運用をしてきているところなんですけれども、これを見直して改正すべく現在準備中の案をお示ししております。

くろまぐろに関して1ページから、あと、くろまぐろ以外に関して55ページから、それぞれ改正の案、現時点では案でございますけれども、これをお示ししております。

改正の内容ですけれども、基本的には、例えば配分量の融通を行う際の「協議」とか「仲介」といった文言の定義を定めるですとか、あと法律に定められている、大臣と知事の間で意見聴取するとか、そういった法定の手続で大臣と知事の間でのやり取りになっているもの以外について、例えば融通の要望の調査とか、そういったものの手続については大臣・知事間ではなくて、水産庁と都道府県の担当課長間のやり取りにレベルを下げるといった形での変更、あと表現、規定ぶりの適正化というところが主な内容となっております。

あと、くろまぐろの方については、今回の配分の考え方、新たなものが決定されましたので、それを踏まえて、例えば留保の残し方ですとか、そういったところを改正しておりますし、あと、譲受けの要望です。融通において、交換ではなくて譲受けの要望について、これまで運用でいろいろな上限を定めたりというのをやってきているんですけども、例えば年の前半、9月末までは消化率が4割以上になったら、要は交換ではなくて、単に譲り受けたいというような要望ができますよというような運用をしてきたものをこの実施要領の中に落とし込むといった内容でございます。

私からの説明は以上でございます。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

これは実務者レベルに下げたと。実際には実務者が議論するんでということだと思います。そういう改正ということで、よろしいですか。

ウェブで参加の方々も特段意見がないということで、それでは次の話題に移りたいと思います。

それでは、続きまして、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針の策定について、事務局から説明をお願いします。

○企画課長 企画課長でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の8を御覧いただければと思います。

本指針は海洋水産資源開発促進法という法律の規定に基づきまして、沿岸海域における水産動植物の増養殖の推進ですとか、海洋の新漁場における漁業生産の企業化の促進などに関する事項につきまして、農林水産大臣がおおむね5年ごとに定めることとされてございます。

現行、第10次の基本方針になってございますが、後ろに参考資料を添付してございますけれども、平成29年5月に第10次のものが策定されてございまして、来年5月に5年が経過するというので、次の第11次の基本方針を策定いたしまして、公表するというプロセスが必要でございます。

基本方針では、沿岸海域の増養殖等に関する漁業生産の増大目標を定めることとされておりまして、現在検討中の水産基本計画の見直しですとか、次期漁港漁場整備長期計画の策定と歩調を合わせながら、これらの計画と整合性を確保しつつ策定作業を進めていくこととなります。

また、基本方針の内容は漁業生産の増大目標のほか、増養殖を推進することが適当な水産動植物の種類ですとか、自然的な条件ですとか、漁業生産の企業化を促進することが適当な新漁場の予定海域など、非常に具体的かつ専門的なものとなっております。

このため、前回と同様に、まずは有識者を交えました検討を水産庁内において進めまして、その後に資源管理分科会で基本方針案を諮問し、答申いただくことにいたしたいと思っております。

具体的なスケジュール、3に書いてございますように、今後水産庁内におきまして増養殖や新漁場開発等に関する有識者を交えた意見交換を2回程度開催させていただきまして、方針策定に向けた検討を進めまして、令和4年3月に予定されている資源管理分科会において中間報告を行わせていただきまして、4月以降に開催の資源管理分科会において諮問を行うというスケジュールで進めてまいりたいと考えてございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問、御意見等ございましたら、発言をお願いいたします。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 今後、議論をするということですが、水産環境整備の観点から今後を見ていきますと、沿岸域における環境回復等の環境整備、これが今後非常に重要な役割を果たしていく中、現行の方針の中では藻場・干潟の造成等をはじめとして記載されています。しかしながら、赤潮の問題等がその他とされています。北海道での赤潮の問題や、貧酸素水塊の発生によって底生生物がいなくなり、生物の多様性もなくなり、先ほど佐々木委員が仰られたように生態系や生物多様性の問題、栄養塩類の減少による漁獲量への影響等、今後海洋環境対策が非常に重要な意義を持てきますので、その他ではなく、積極的な位置付けにさせていただくよう要望いたします。

もう1つ、栽培漁業の推進のところですが、今ほど述べましたとおり、海洋環境が本当に変化をできており、その変化を漁師が一番先に感じているところです。そうした中、栽培漁業とか種苗放流に対して漁業者は大いに期待もしておりますので、現在、水産庁で行われております栽培漁業の基本方針と歩調を合わせた議論、戦略的な内容としていただきたいという要望でございます。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 企画課長、よろしいですか。要望を承るということで。

○企画課長 はい、要望を承りました。今後、先ほど申しました意見交換会の場でも、今のお話を御披露させていただきながら議論を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○田中分科会長 ほかに。この際だから要望を出しておいた方が得と言えば得。よろしいですか。

ウェブもないね。ありがとうございます。

では特になければ、その他に移りたいと思いますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようであれば、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会については2月の開催を予定しておりますが、それまでに何か緊急の必要のために開催となれば、御連絡いたします。

なお、内部的な事情で大変恐縮ですが、今年は水産政策審議会の企画部会が水産基本計画の見直しを行う年に当たっていること、また資源管理分科会の下に設けた資源管理手法検討部会の開催が複数回見込まれていることなどから、水産庁で審議会開催に必要な謝金等の予算に大幅な不足を見込んでおります。つきましては、資源管理分科会の議題に応じまして、会長と御相談しながら、引き続き招集する特別委員を議題に関係の深い方に限定させていただく可能性がございますところをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○田中分科会長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間にわたり御審議いただき、大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。